HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 北海道の農業分野の技能実習生と技能実習制度との関係 ： 基本属性・来日前の就業状況・来日目的・日本における生活実態からの考察 |
| Author(s) | 白崎, 弘泰 |
| Citation | 国際広報メディア・観光学ジャーナル, 33, 3-22 |
| Issue Date | 2021-10-29 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/83314 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 03_shirasaki.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Jimcts



# 北海道の農業分野の技能実習生と技能実習制度との関係
## ―基本属性・来日前の就業状況・来日目的・日本における生活実態からの考察―

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　研究員
白崎　弘泰

## The relation between Technical Intern Training Program and agricultural intern trainees in Hokkaido: An analysis from basic attributes, occupation in home country, purpose of visiting Japan, and living conditions in Japan

SHIRASAKI Hiroyasu

abstract

The number of technical intern trainees in Japan has been increasing even during the coronavirus crisis. Currently, the number of technical trainees from Vietnam has overtaken the number of trainees from China, and people from other countries in Southeast Asia also started to come to Japan as trainees.

Through a questionnaire survey, the basic attributes, occupation in home country, purpose of visiting Japan and living conditions in Japan were determined for technical trainees. This paper will clarify how Technical Intern Training Program (TITP) functions as a system, including its evaluation by the technical trainees.

Using the evaluation of the system by the technical trainees as the basis, this paper will claim that although the TITP dissociates from the principles of technical interns, it does, however function as a system that supplies a labor force in Japan.

白崎 弘泰
SHIRASAKI Hiroyasu

# はじめに―

(1)　研究の背景

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）拡大によって、現在も世界中の人々の移動が滞っており、その状況は技能実習生（以下、実習生）に関しても同様である。2020年秋、日本国内におけるコロナ感染症拡大は収束するかのように見えたが、初冬から感染が再拡大し、再び外国人に対する入国制限が厳しくなり、A市では来日予定の実習生が入国できるかどうか不透明な状況になった。そのため実習生の受け入れを予定している農家では、実習生が来日出来なかった場合、あるいは実習生に代わる労働力が確保出来なかった場合には、事業規模縮小等の検討に入らざるを得ない瀬戸際の状況にまできている。

〔表1〕は2013年から2019年までの日本国内と北海道の外国人労働者数・実習生数を示したものである。特に2016年以降、外国人労働者数は1年間に20万人に迫る勢いで増加している。そして現在、在留資格別では実習生が最も多く、2019年には約38万人が来日し、その数は2013年の3倍に迫る勢いで増加しており、その傾向は北海道においても同様である。

■表1　日本国内と北海道の外国人労働者数・技能実習生数

| 対象／年度 | 地域 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国人労働者（人） | 国内 | 717,504 | 787,627 | 907,896 | 1,083,769 | 1,278,670 | 1,460,463 | 1,658,804 |
| | 北海道 | 9,894 | 11,199 | 12,372 | 15,081 | 17,756 | 21,026 | 24,387 |
| 技能実習生（人） | 国内 | 136,608 | 145,426 | 168,296 | 211,108 | 257,788 | 308,489 | 383,978 |
| | 北海道 | 4,483 | 4,976 | 5,583 | 6,749 | 8,553 | 10,357 | 12,946 |

厚生労働省ホームページ・「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」、厚生労働省北海道労働局ホームページ・「外国人雇用状況の届出状況を公表します」をもとに、白崎（2020）を修正・加筆した。

また、〔表2〕は来日する実習生数の多い上位4か国を示したものである。

■表2　中国・ベトナム・インドネシア・フィリピンの実習生数

| 国名／年度 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中国 | 96,622 | 92,151 | 85,935 | 84,373 | 84,179 | 84,063 | 86,982 |
| ベトナム | 17,192 | 25,638 | 43,828 | 72,740 | 105,540 | 142,883 | 193,912 |
| インドネシア | | | | | | 24,935 | 32,480 |
| フィリピン | 8,696 | 10,819 | 15,087 | 20,846 | 26,163 | 29,875 | 34,965 |

注）出典は〔表1〕と同じ。尚、斜線部分は同資料には数値として現れていない。

2016年までは中国がトップであったが、2017年にはベトナムが中国を上回り、近年はベトナム以外の東南アジア諸国やフィリピンからの実習生の増加も著しい。

(2)　研究の目的

ではなぜ、このように外国人労働者の中でも実習生が多く来日するのだろ

うか。

そこで本稿では、技能実習制度（以下、実習制度）が実習生や実習生を受け入れる日本側企業等（以下、受入側）にとってどのようなメリットや魅力があり、また、実習制度が実習生や受入側に対してどのように機能しているのかについて明らかにすることが目的である。

(3)　研究計画

まず、その解明のためには、実習制度の内容と実習生がどのような人たちであるかを明らかにする必要がある。実習生に関しては、実習生の学歴等の基本属性―出身地・年齢・婚姻状況等―に関する先行研究が少ないことが指摘されている（上林［2012：54］）。また、日本における生活実態・労働実態に関してもわからない部分が多く、実習生は「顔の見えない」存在となっている。しかし、筆者が実施しているアンケート調査において実習生の基本属性をはじめ、本稿の考察や分析に必要な来日の目的や本国での就業状況が明らかになっており、これらのデータをもとに、実習生の実習制度に対する認識と評価、実習制度の実質的な機能、そして実習制度がコロナ感染症発生・拡大のようなパンデミックに際しては、脆弱な制度と言わざるを得ないことを明らかしていく。

(4)　研究課題

実習制度は実習生や受入側に対して恩恵をもたらす制度である一方で、制度の目的[1]と実態とが乖離し、受入側の不正行為の発生等も問題視され、国際的機関からも批判を受けている制度でもある（竹信2011他）。そのため、実習生と受入側はwin-winな関係を構築しているように見えるが、一旦、問題が発生すると、そこには日本の古い労働市場の構造的問題―使用者上位の労使関係等―が存在することを実習生と実習制度との関係から読み解くことが本稿の課題となる。

►1　「我が国で開発され培われた技能、技術、知識（以下「技能等」という。）の諸外国への移転を通じて経済発展を担う「人づくり」に貢献する」（JITCOホームページ［2020：1］）。

# 1　調査の概要

## 1.1.　調査の概要

### 1.1.1.　A市の概要

A市は、札幌から南西へ約70kmの場所に位置し、A川が山々の間を南北に大きく蛇行しながら流れている。市街地は大きく3つの地域に分かれ、さらに市街地から少し離れた山間部の旧産炭地にも小さな集落が残っている。

A市の歴史、イコール炭鉱の歴史である。その歴史は、1874年、当時の政府のお雇い外国人だったライマンの地質調査[2]に始まるが、A市は採掘開始以来、北海道はもとより国内有数の炭鉱のまちとして発展し、最大約12万人の人口（昭和35年）[3]を誇った。しかし、1960年代に始まる日本のエネルギー革命―石炭から石油への転換―は、A市の基幹産業である石炭産業の成長にブ

►2　A市史編さん委員会（1981）『A市史』（上巻）、p170参照。

►3　「A市の人口の推移」『A市ホームページ』参照。

レーキをかけ、1981年に発生した「北炭A新炭鉱」のガス突出事故は、石炭産業とまちの衰退に拍車を掛けた。「最盛期には24山を数えた炭鉱も、唯一存続していた三菱石炭鉱業南大A炭鉱が平成2年3月に閉山し、すべての炭鉱は消え」（JAA市［2019：1］）た。その後、「炭鉱から観光へ」と産業構造の転換を計ったが、「バブル崩壊とともに市の財政は悪化し、平成13年に産炭地域振興臨時措置法（産炭法）が失効し、財政状況はさらに深刻化した」（同上）。2006年6月、A市は財政の自主再建を断念―いわゆる財政破綻―し、国の再建計画に基づく市政再建の取り組みが始まった。現在は、2011年に就任した前市長が「A市再生」に向けて掲げたコンパクトシティ構想[4]に基づいた新しいまちづくりが進められている。

### 1.1.2. A市の農業とメロン栽培

A市の農業は、地勢・土性、そして気象条件にも恵まれていないことから、「通常的な農業経営では自立安定を図ることが困難なところから、昭和30年前後よりAの自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。この胎動のなかで生み出された方向は、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産そ菜づくりを行うことで一致し、メロン、アスパラガス、長芋、イチゴを特産そ菜として選定、農業者、農業関係団体一体となった特産品づくりがスタートした」（JAA市［2019：2］）。

A市のある空知振興局は、北海道の中でも有数の稲作地帯で、現在も北海道米ブームの火付け役となった「きらら397」等が多く生産されている。第2次世界大戦後、稲作農家は食糧管理法[5]の恩恵に与り、安定した収入を得ることが可能だったが、当時、稲作を開始するためには火山灰で覆われた土地の改良が必要で、そのための資金力の有無が稲作経営転換への分岐点となっていた。

このような事情から、狭い地形でも収益性の高い農作物を生産することが急務となりメロン栽培が真剣に見直され、新しい品種の研究、育成が再開された。1960年4月、17名の有志によりAメロン組合が結成され、数々の試験栽培を繰り返した結果、「昭和36年にアールス種とスパイシー種の交配に成功し、「ネットが完全に外観を覆い、肉質はサーモンピンク、甘味、風味とも優れた」一代雑種の「Aキング」が誕生した」（同上）。こうして長年の悲願であった新品種が作り出されたことで、A市のメロン栽培の方向付けがなされた。現在、「Aキングメロン」（通称「Aメロン」）はそれを統括するJAA市の年間売り上げの約9割を占めている[6]。2015年には、「あおもりカシス」・「但馬牛」等とともに日本地理的表示（Japan Geographical Indication、略称GI）保護制度[7]に登録され、それは「Aメロン」の売り上げの安定につながっている。

## 1.2. 調査方法

アンケート調査の概要は、〔表3〕の通りである。調査対象は、2015年から2019年にA市に来日し、メロン栽培に従事した実習生―すべて中国人女性―である。アンケート（質問紙）調査は対面形式で一斉に行い、実習生からの質問には通訳を介して答えた。

►4 「筑波大学の谷口守教授は、「都市活動（居住・業務他）の密度が高く、効率的な空間利用がなされた、自動車に依存しない交通環境負荷の小さい都市」であるとしている」（大木（2010）[83]）。

►5 1942年に制定され、1995年に廃止された。国による米の全量管理等が盛り込まれた法律（『農林水産省ホームページ』（2006））。

►6 JA A市（2019）「Aのあらまし」・「農業のあらまし」『農協要覧』参照。

►7 「地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌等の生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です」（『農林水産省ホームページ』（2019））。

■表3 *アンケート調査の概要

| 年度等 | 実施日 | 場所 | 人数 | 年度等 | 実施日 | 場所 | 人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2015 | 2015年10月22日 | 農村研修センター | 60 | 2018 | 2018年10月31日 | 滝上地区生活館 | 50 |
| 2016(春) | 2016年 2月24日 | 同上 | 58 | 2019(春) | 2019年 2月28日 | JA A市研修室 | 64 |
| 同（秋） | 2016年10月18日 | 同上 | 58 | 同（秋） | 2019年10月17日 | 同上 | 60 |
| 2017(夏) | 2017年 7月27日 | JA A市研修室 | 62 | | | | |
| 同（秋） | 2017年10月18日 | 同上 | 60 | | | | |

注）場所はすべてA市市内の施設。2016年、2017年、2019年は2回に分けて実施した（白崎（2020）より抜粋。以下、〔表〕*は白崎（2020）より抜粋したものを指す）。

筆者はA市で継続的にアンケート調査を実施しているが、帰国した実習生とは連絡が取りにくく、限られた時間で多くのことを質問したいため、アンケート調査を採用している。また、単年度の調査では、実習生の基本属性等の違いにより、その年の実習生の結果が色濃く出てしまう可能性があるため、近年のA市の実習生の特徴が明らかにし、調査結果の妥当性を高めるためにもここ5年間の調査結果をデータとして使用し、考察と分析を進める。

# 2 実習制度とA市の実習生の受入状況

## 2.1. 実習制度

実習制度の土台になったのが、「外国人研修制度」（以下、「研修制度」）である。1990年、これまでの研修制度が改正され、1991年から実施された。そのもっとも大きな変更点は、「従前の「企業単独型」[8]の受入れに加えて、中小企業等を通じてそれらが研修生を受け入れる「団体監理型」[9]の受入れが認められ」（JITCO［2009：2］）たことである。

その後、「研修制度」・実習制度は大きく3つの段階を経て、拡大・拡充、そして強化されていく。まず、その第1段階は、「研修制度」改正直後から受入団体からの強い要望[10]を受けて、見直しが検討されたことである。その結果、1993年、研修により一定水準以上の技術等を修得した研修生について、受入企業との雇用関係下でより実践的な技術、技能を修得させる「技能実習制度」が創設され、研修1年と技能実習1年を合わせて、最大2年の在留が可能となった（「外国人研修・技能実習制度」）。さらに1997年、技能実習の期間を1年から2年に延長し、研修1年と技能実習2年を合わせて最大3年の在留が可能になり、現在の実習制度の原型が出来上がった。しかし、労働力不足に悩む第一次産業や、いわゆる「3K」（危険、汚い、きつい）業種からの要望を受け、再び、見直し論議[11]が起こった。

第2段階は、2009年7月、入管法の一部改正を受けて、翌2010年7月、「外国人技能実習制度」（以下、実習制度）が施行されたことである。その主な変更点は、(1) 在留資格がこれまでの「研修」・「特定活動」から新たに「技能実習」に変更、統一された、(2) 研修（実習）期間が、これまでの研修1年・

►8 「本邦の企業等（実習実施機関）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施」すること（JITCO［2016：2］）。

►9 「商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施機関）で技能実習を実施」すること（同上）。

►10 「建前上は、1年間では十分な研修効果が上らないということであったが、実態は、受け入れおよびその後の研修に時間と費用がかかるので、団体監理型研修制度下では研修生に投下した教育訓練費用を企業が回収できるように、より長期間勤続してもらいたいという要望であった」（上林［2015：135］）。

►11 「平成18年3月に閣議決定した「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」において、外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備を行うこととした。また、平成19年6月に閣議決定した「規制改革推進のための3か年計画」において、技能実習生の在留資格については、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとした。このような状況の中、同制度の在り方や改革について様々な議論や研究がなされ、関係各機関から提言等が発表されているところである」（衆議院調査局法務調査室［2008：はじめに］）。

技能実習2年を合わせた最長3年から、技能実習（最大3年）に統一された。また、その特徴は、(1) 技能実習生は1年目から実習実施機関との雇用契約下で技能実習を受けることになり、労働関係法令の保護も及ぶようになった、(2) 技能実習生に対する講習（「日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義等」（JITCO［2016：2］））の実施が義務化された、(3) 監理団体による実習実施機関に対する指導、監督及び支援体制が強化された、この3点である。

第3段階は、2017年11月、実習制度の拡大と実習生の保護強化を目的とした「技能実習適正実施・実習生保護法」が施行されたことである。新法のポイントは、「(1) 外国人技能実習機構が監理団体と実習先を監督。悪質な不正行為には実習生の受け入れの取り消し、(2) 実習生のパスポートを取り上げるなどの人権侵害には懲役刑を含む罰則を新設、(3) 農漁業や食品製造などの対象職種に「介護」が加わり77種に、(4) 優良な企業や監理団体には実習期間が最大3年から5年に延長」（『読売新聞』2015.11.1）である。

このように実習制度は2010年に一本化された後も対象職種は拡大・拡充され、在留期間も最長3年から5年へと延長された他、実習生への労働関係法令の適用、そして受入側の不正行為に対する罰則の制定や受け入れ取り消しなどの対策も打ち出してきた。しかし、その前身である「研修制度」制定時から一貫して在留期間は決められており、例外なく、期限を迎えると研修生・実習生は本国への帰国が義務付けられ、そして同じ在留資格（「研修」・「特定活動」・「技能実習」）では再来日出来ない制度設計となっている。

## 2.2. A市の実習生の受入状況

A市では、少子・高齢化の進行による労働人口の減少に加え、日本人の女性アルバイトの高齢化も重なり、メロンの生産に必要な労働力の確保・調達が難しくなっていた。そこでJA A市では、「人口流出が進み、雇用労働力の確保がますます難しくなると予測される中で、組合員が近隣で受け入れているのをみて、農協に受入れを希望したことから」（北倉他［2009：4］）実習生（当時は研修生）の受け入れを決めた。

〔表4〕は、これまでにA市が受け入れた研修生・実習生数と受入農家数を示したものである。

■表4　A市の研修生・実習生数と受入農家数

| 対象者／年度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実習生（人） | 17 | 34 | 58 | 64 | 70 | 66 | 63 | 61 | 62 | 54 | 60 |
| 農家数（軒） | 14 | 22 | 37 | 42 | 44 | 40 | 38 | 36 | 37 | 35 | 39 |

JA A市提供の資料をもとに筆者が作成。2009年・2010年は研修生での受け入れ。尚、2010年の研修生のうち2名は資格を「技能実習」に変更し、2011年にも雇用されている。

A市の実習生受け入れは、2009年に初めて14農家で17人の研修生を受け入れ、翌2010年には農家数・研修生数ともに増加し、22農家で34人の研修生を受け入れた。その後も実習生数は増加し、近年は実習生数が60人前後、そして受入農家は減少傾向にあるが、35～40軒の間で推移している。

A市の実習生の採用条件は、健康な女性という一点のみである。女性のみの採用に関しては、「例えば、B農協のように性別や既婚・未婚別を問わないというものがある一方で、その他の農協では、女性に限るとしている。これは、E農協に代表される女性の方が事故を起こすことが少ないというのが主たる理由のようである」（北倉他［2006：28］）が、A市の場合、「緻密で丁寧な作業には女性の方が適しているという判断」（北倉他［2009：7］）や「特に実習生が来日直後に行うことになる接木作業は、実の活着性や形・ネットの掛かり方にまで影響を及ぼすような作業である」（「講習用ビデオ」から）こと、そしてA市では石炭産業で隆盛していた頃、炭鉱夫の妻たちをアルバイトとして雇っていたこともその要因の一つだと考えられる。

## 3 実習生の基本属性、来日直前の就業状況、来日の目的

本節では、考察に必要な実習生の基本属性、来日直前の就業状況、来日の目的について、そして次節では、実習生の日本における生活実態について記述する。

### 3.1. 出身地

〔表5〕は、A市の実習生の出身地（省）を示したものである。

■表5　出身地

| 年度 | 回答数 | 出身地 |
|---|---|---|
| 2015 | 58 | 遼寧省28、吉林省／河南省・各11、陝西省5、内蒙古2、黒竜江省1 |
| 2016 | 55 | 河北省／吉林省・各27、遼寧省1 |
| 2017 | 61 | 河北省59、吉林省／遼寧省・各1 |
| 2018 | 50 | 河北省25、雲南省23、山東省／広西省・各1 |
| 2019 | 64 | 山東省63、陝西省1 |

注）「出身地」欄の数値は、回答数。

受入当初から2015年までは「JA A市外国人実習生適正運営協議会」[12]（以下、「協議会」）が契約していた業者の研修所が遼寧省阜新にあったため遼寧省出身の実習生が多かった。その後も遼寧省と同じ中国北部の吉林省や河北省出身の実習生の来日が続いたが、2018年には中国南部・雲南省出身から多くの実習生が来日した（白崎2020）。

### 3.2. 年齢と最終学歴

〔表6〕は年齢と最終学歴、そして〔表7〕はA市の40歳以上の実習生数とその割合を示したものである。

►12　2008年10月30日に設立。A市のメロン生産組合会員の実習生受入事業を担当している。2010年、「外国人研修生適正運営協議会」から現在の名称に変更。そしてA市の実習生の受入形態には、2009年の受入開始から2015年は「協議会」を監理団体とする受入形態―本稿では「協議会受入型」と表記―と2016年からは日本の仲介業者を監理団体として農家が個人的に実習生を受け入れる形態―本稿では「個人受入型」と表記―の2つがある。本稿のアンケート調査の結果は、前者の「協議会受入型」の実習生が対象である。

■表6　年齢と最終学歴

| 年度 | 回答数 | 年齢 | | | 学歴 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平均 | 最高 | 最少 | ～中卒 | ～高卒 | 高卒～ |
| 2015 | 60 | 30.5 | 40 | 23 | 53 | 3 | 4 |
| 2016 | 58 | 37.0 | 49 | 24 | 43 | 6 | 0 |
| 2017 | 62 | 33.5 | 44 | 22 | 39 | 10 | 0 |
| 2018 | 50 | 36.6 | 47 | 22 | 31 | 14 | 0 |
| 2019 | 64 | 35.0 | 44 | 21 | 21 | 42 | 0 |

注）高卒には専科と回答したものを含む。また、高卒～とは専修学校・短期大学・大学を指す。

■表7　*40歳以上の実習生数とその割合

| 項目／年度 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全体の人数 | 60 | 58 | 62 | 50 | 64 |
| 40歳以上の人数 | 2 | 21 | 16 | 18 | 18 |
| その割合（%） | 3.3 | 36.2 | 25.8 | 36.0 | 28.1 |

年齢に関しては、平均年齢が30歳を超え、近年は35歳前後で推移している。そして、2015年に初めて40歳代の実習生が来日して以来、現在も同様の状況が続いており、2016年・2018年には実習生の1/3強を占めた（同上）。

また学歴に関しては、2018までは中学卒業までが圧倒的に多かったが、徐々に増加し始めていた高校卒業までの数が、2019年には中学卒業までの数を逆転し、実習生の2/3を占めている。尚、中学卒業までの数と高校卒業までの数には中退者[13]の数も含まれている。

## 3.3. 婚姻の状況と子どもの有無等

〔表8〕は婚姻状況と子どもの有無等を示したものである。

■表8　*婚姻状況と子どもの有無等

| 年度 | 婚姻状況 | | | | 子どもの有無等 | | | | 年少者の状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回答数 | 未婚 | 既婚 | 既婚率（%） | 回答数 | 有 | 無 | いる率（%） | 12歳以下 | 6歳以下 |
| 2015 | 60 | 6 | 54 | 90.0 | 54 | 54 | 0 | 100 | 36 | 17 |
| 2016 | 58 | 1 | 57 | 98.2 | 57 | 57 | 0 | 100 | 30 | 11 |
| 2017 | 62 | 0 | 62 | 100 | 61 | 61 | 0 | 100 | 47 | 32 |
| 2018 | 49 | 3 | 46 | 93.8 | 46 | 44 | 2 | 95.7 | 33 | 11 |
| 2019 | 64 | 10 | 54 | 84.4 | 54 | 52 | 2 | 96.3 | 36 | 34 |

注）「年少者の状況」の「12歳以下」には小学校、また「6歳以下」には幼稚園と回答したものを含む。

A市では既婚の実習生が圧倒的に多くなっている。また、〔表6〕・〔表7〕に示したように、近年は平均年齢の上昇に加えて、40歳以上の実習生が多く来日するようになり、その子どもたちの中には成人している者も多いが、〔表8〕に示したように、小学生に満たない幼児（6歳以下）を含む小学生以下（12歳以下）の子どもを持つ実習生も多い。

►13　アンケート調査の結果によれば、中学校・高校の中退者はそれぞれ2015年は3名・0名、2016年は13名・1名、2017年は10名・5名、2018年 は0名・3名、2019年 は3名・1名となっている。

## 3.4. 来日前の就業状況

〔表9〕は来日直前の就業状況を示したものである。

■表9　来日直前の就業状況

| 年度 | 回答数 | 職業 |
|---|---|---|
| 2015 | 56 | 農業／会社員・各19、主婦8、個人経営4、アルバイト2、看護師／ウエイトレス／速達便員／レジ・各1 |
| 2016 | 58 | 農業52、会社員5、養殖業1 |
| 2017 | 56 | 農業26、工場9、洋服／縫製・各5、毛皮3、販売員／食品／インテリア・各2、製造／看護師・各1 |
| 2018 | 13 | 紡績3、セールス／工場・各2、菓子製造／通販会社／店員／パン屋／ホテルフロント／洋服加工・各1 |
| 2019 | 49 | 農業23、スーパー8、工場6、紡績4、ウエイトレス3、農産物加工／会社員／ガソリンスタンド／セールス／マネージャー・各1 |

注）「職業」欄の数値は回答数。

2016年のように農業関係の職業がそのほとんどを占める年、2015年・2017年・2019年のように1/3から半数程度を占める年、そして2018年のように全く現れない年に分かれている。また、農業関係以外の職業に関しては、どの年も様々な職業が現れている。

〔表10〕は本国での雇用形態と収入を示したものである。

■表10　雇用形態と収入

| 年度 | 雇用形態 | | | 収入（月収） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 正規 | | | | 非正規 | | | |
| | 回答数 | 正規 | 非正規 | 回答数 | 平均 | 最高 | 最低 | 回答数 | 平均 | 最高 | 最低 |
| 2016 | 29 | 10 | 19 | 8 | 2,350 | 4,000 | 1,800 | 30 | 2,103 | 4,000 | 1,500 |
| 2017 | 54 | 4 | 50 | 4 | 5,375 | 8,000 | 4,000 | 33 | 2,991 | 6,000 | 1,500 |
| 2018 | 35 | 5 | 30 | 4 | 4,050 | 8,000 | 1,200 | 23 | 3,210 | 8,000 | 1,000 |
| 2019 | 44 | 11 | 33 | 11 | 3,000 | 4,500 | 2,000 | 31 | 3,510 | 4,000 | 1,500 |

注）収入（金額）の単位は元。

雇用形態に関しては、非正規雇用が圧倒的に多くなっている。月収に関しては、正規・非正規雇用ともに2016年以降上昇傾向にあり、その平均は正規雇用が3,000～5,300元、非正規雇用が2,900～3,500元の間で推移、そして最高月収の平均は、正規・非正規雇用ともに4,000～8,000元の間で推移しており、大きな差は見られない。また、最低月収の平均は、2017年の正規雇用が突出した数値となっているが、それを除けば正規雇用は1,200～2,000元、非正規雇用は1,000～1,500元の間で推移している。

## 3.5. 来日の目的

〔表11〕(1)・(2) は来日の目的を示したものである。

■表11　来日の目的（1）

| 年度 | 回答数 | 来日の目的 |
|---|---|---|
| 2015 | 63 | 金を稼ぐ29、生活の向上11、見聞を拡げる8、日本の文化・風俗を知る7、農業技術を学ぶ6、子どもの教育／経験・各2、勉強／気分転換／日本の景色を見る／家計／遊び／成長・各1 |
| 2016 | 42 | 金を稼ぐ22、日本の文化・習慣を学ぶ7、農業・先端の科学技術を学ぶ6、知識を積む（勉強をする）／生活の改善・各5、家計を補う／視野を拡げる・各4、コミュニケーションをする／収入を増やす・各3、子どもの教育2、家庭の負担を減らす／農業の知識を学ぶ・各1 |
| 2017 | 56 | 金を稼ぐ26、生活の改善15、日本の先進技術を学ぶ8、家計の改善／農業の勉強／見識を広げる・各3、海外旅行をしたかった2、外の世界を見る／経験／子どもによりよい環境を与える／知られたくない・各1 |

注）「来日の目的」の数値は回答数で、複数回答。

■表11　来日の目的（2）**

| 年度 | 回答数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 年度 | 回答数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2018 | 49 | 38 | 22 | 16 | 20 | 29 | 2019 | 64 | 57 | 52 | 49 | 41 | 51 |

注）回答は複数回答。①は金を稼ぐ、②は農業の勉強、③は日本を知る、④は外国に行く、⑤は人生経験のため、を表している。
**2018年から回答の方法を記述式から選択式に変更したため、2つの表を作成した。

(1)・(2) ともに「金を稼ぐ」が圧倒的に多くなっている。それに次いで (1) では、「生活の向上」・「生活の改善」・「見聞を拡げる」・「農業技術を学ぶ」・「農業・先端の科学技術を学ぶ」・「日本の先端技術を学ぶ」が比較的多く現われた他、「視野を拡げる」、「日本の文化・習慣を知る」等自己啓蒙のための回答が散見される。

また (2) では、「金を稼ぐ」が圧倒的に多く、それに続いて「人生経験のため」・「農業の勉強」・「日本を知る」・「外国に行く」の順で多く現れ、ここでも自己啓蒙的な回答が多く見られる。

## 3.6. 日本での収入

〔表12〕は日本での月収と帰国時に持ち帰る金額を示したものである。

■表12　日本での収入

| 年度 | 月収 | | | | 持ち帰る稼ぎ（金額） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回答数 | 平均 | 最高 | 最低 | 回答数 | 平均 | 最高 | 最低 |
| 2017 | 44 | 12.6 | 20.8 | 8 | 39 | 101.7 | 120 | 82 |
| 2018 | 39 | 16.1 | 20 | 13 | 43 | 96.6 | 120 | 70 |
| 2019 | 52 | 15.1 | 20 | 10 | 51 | 108.0 | 125 | 90 |

注）収入の単位は万円。

月収の平均は2017年以降上昇傾向であり、約12万円から16万円の間で推移し、すべての年を合わせた月収の平均は約14.5万円、そして最高月収は20.8万円、最低月収は8万円となっている。

本国に持ち帰る稼ぎ（金額）に関しては､96万円から108万円の間で推移し、すべての年を合わせた稼ぎの平均は約102万円、そして最高額は125万円、最低額は70万円となっている。

また、月収と持ち帰る金額の相違は、実習生の労働時間によって異なってくる。通常、来日直後は講習の受講が義務付けられているため、労働時間が少なく、収入も少ない。また、最高月収は5月下旬から8月中旬までの農繁期の労働時間の増加に伴い、収入も増加する。

## 3.7. 稼ぎの使途

〔表13〕(1)・(2) は日本での収入の使い道を示したものである。

■表13　収入の使い道（1）

| 年度 | 回答数 | 収入の使い道 |
|---|---|---|
| 2015 | 58 | 起業のための資金14、子どもの教育11、貯金7、不動産の購入5、金が少な過ぎて何も出来ない4、自家用車の購入／借金の返済／家の援助（親孝行）・各3など |
| 2016 | 36 | 子どもの教育13、家計を補う11、生活の改善7、店を開く（商売をする）3、家族のため2など |

■表13　収入の使い道（2）**

| 年度 | 回答数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2017 | 57 | 26 | 35 | 26 | 13 | 22 | |
| 2018 | 48 | 17 | 25 | 18 | 5 | 16 | |
| 2019 | 62 | 46 | 44 | 31 | 26 | 30 | マンションの購入／観光・各2、一家で決める1 |

注）「収入の使い道」(1) の数値は回答数で、複数回答。また、(2) の回答は複数回答。①は家計を補う、②は子どもの教育費、③は生活の改善・向上、④は貯金、⑤は起業する、を表している。

**〔表11〕(2) と同じ。

(1) では「子どもの教育」・「起業のための資金」が多く現われ、それらに次いで「家計を補う」・「生活の改善」・「貯金」が比較的多く現れた。(2) では、「子どもの教育費」が最も多く、それに続いて「家計を補う」・「生活の改善・

向上」･「起業する」･「貯金」の順に多く現れている。そして、どの年度にも「起業する」（「店を開く」･「商売をする」を含む）という回答が現れているのも特徴である。

# 4 生活の実態

## 4.1. 宿舎での生活

### 4.1.1. 宿舎の形態と構成

実習生の宿舎（住居）は、受入側によって用意される。宿舎での生活形態は、一般的には農家とは離れた宿舎に複数人で共同生活をする、あるいは農家の住居の一室で農家とともに生活する、そのいずれかのパターンが多い。A市は前者のパターンであり、自治体が所有する使用していない住宅やJA職員の住宅を借り上げて使用する、あるいは使用しなくなった農家の住居を使用している。A市では受入開始当初、後者のパターンで生活する実習生もいたが、現在はいない。また、北海道の別の地域では、廃校になった小学校を買い取り、改造して使用しているケースもある。

宿舎の構成人数は、1つの宿舎に4人で生活するのが基本的なパターンであり、その場合、2軒の農家から2人ずつ、合計4人となる。これには、実習生の受け入れに関して1組合員2人までというルールが関係しているように思われる。但し、実習生を1人しか受け入れない農家もあるため、1つの宿舎に3人、あるいは1つの宿舎に3軒の農家から実習生が集まったり、時には1つの宿舎に2人で住むこともある。

宿舎の家賃は、実習生1人当たり月額2,200円、そして光熱費は月額10,000円を上限に負担し、光熱費の超過分は農家が折半して支払っている。

### 4.1.2. 食事

実習生は農家の自宅から離れた宿舎で共同生活をしているため、自分たちで3食を賄う。食事に関しては、来日直後の宿舎見学の際に通訳からこれまでの実習生の状況について説明を受けるが、いつ、誰が、どのように担当し、どのような料理を作るのかは、実習生同士が相談して決めるため、そのパターンやルールは宿舎ごとに異なる。例えば、1日3食を1人が担当する、朝食・昼食と夕食を分担する、あるいは他の実習生と嗜好が異なるため単独で別の料理を作る場合もある。

主食は、米飯か小麦粉で作る餅（ビン）や饅頭（マントゥ）である。本国では米飯を主食にしている実習生も、日本の米の値段が高いため、食費を節約するために主食を餅や饅頭に代えることもある。惣菜は3食ともに一汁一菜が基本で、野菜を中心とした炒め物や卵を使った料理が多く、味は辛い物より薄い塩味の物が多いというのが筆者の印象である。昼食は、朝食ととも

に作るが、主食が米飯の場合には、ご飯と惣菜を一品、そして汁物をランチジャーに詰めて持参する。また、餅や饅頭の場合には、それらと惣菜を弁当箱に詰め、汁物はないことが多い。そしてA市の場合、昼食を農家とともにする実習生も多い。

実習生の所属先は農家であり、家庭用の米や野菜を栽培していることも多く、実習生はそれらを頂く機会もあり、食費の節約につながっている。

### 4.1.3. 通信事情

実習生の宿舎には、固定電話が一台設置されているが、近年は実習生のスマートフォンの所有が進んだこともあり、使用する機会は少なくなっている。〔表14〕は実習生のスマートフォンの所有状況とその割合を示したものである。

■表14　*スマートフォンの所有状況

| 年度 | 回答数 | 所有の有無等 | | | 年度 | 回答数 | 所有の有無等 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ある | ない | 所有率（%） | | | ある | ない | 所有率（%） |
| 2015 | 60 | 59 | 1 | 98.3 | 2018 | 50 | 48 | 2 | 96.0 |
| 2016 | 58 | 48 | 10 | 82.7 | 2019 | 64 | 64 | 0 | 100 |
| 2017 | 62 | 62 | 0 | 100 | | | | | |

各宿舎にはWi-Fiが設置されており、実習生はスマートフォンでダウンロードしたアプリケーションを使用した通信手段―電話・ビデオ電話・チャット・メール―で本国の家族や友人、そして実習生の仲間たちと頻繁に連絡をしている。スマートフォンは、いつでも、どこからでも連絡が出来る他、ニュースやドラマを視聴したり、ネットショッピングやその決済も出来る等利便性に富んでおり、現在スマートフォンは実習生にとって必携アイテムとなっている。

## 4.2. 労働の実態

### 4.2.1. 実習生の作業と一日のスケジュール

実習生の主な作業は、メロンの栽培工程順にビニールハウスの補修･補強、接木、摘芯（芯摘み）・摘果[14]、収穫物の運搬・選別・箱詰め、ビニールハウスの解体等多岐にわたる。接木のように丁寧さや繊細さが求められる作業から収穫物の運搬のように力が必要な作業まである。

実習生の農繁期[15]の一日の勤務状況に関して、a農家[16]を参考にして記述すると、実習生の出勤時間は7時、途中昼食を含めた4度の休憩（箱詰め終了後30分間、10時から30分間、12時から1時間（昼食）、15時から30分間）を挟み、退勤時間が18時である。農繁期は、集荷の関係上、10時までに収穫したメロンの選別と箱詰めを終了しなければならず、早朝からの出勤となる。

►14　不必要な蔓や実を摘み取ること。A市の場合、1本の蔓に実を2つ残し、この2つの実に栄養を集中させる。

►15　本稿では、収穫が本格化する5月下旬から8月中旬までを指す。

►16　A市のメロン農家の2代目。実習生の受け入れを開始した2009年（当時は、研修生）から毎年2名の実習生を受け入れている。

### 4.2.2. メロンの運搬

収穫したメロンは、ビニールハウスから選別・箱詰めする作業場まで軽トラック等で運搬される。実習生は一輪車に積んだコンテナ[17]に収穫したメロンを入れて運び、そのコンテナを軽トラック等に積み下ろしするが、女性にとってはかなりの重労働である。かつて実習生の一人は、華奢な体つきで、来日当初農家では、収穫したメロンの運搬作業が出来るかどうか心配したが、その実習生も当初は一輪車の操作に苦戦したが、徐々にその操作にも慣れ、例年の実習生と変わらない働きぶりだった。また、別の実習生は、一輪車を使って運搬することが出来なかったため、収穫したメロンをコンテナに入れ、それを実習生2人で軽トラック等に積み下ろしをしていたこともある。

### 4.2.3. ビニールハウス内の作業

農繁期の作業の開始は、ビニールハウス内での収穫と運搬作業である。この作業は早朝に行われ、収穫したメロンの運搬が中心であり、ビニールハウス内の暑さを感じることは少ない。しかし、収穫したメロンの箱詰め作業が終了し、摘芯・摘果の作業が始まる頃には、好天の場合、ビニールハウス内の温度は40℃近くになる。このような環境に慣れていない筆者は、曇天のため油断をして帽子を被らずにビニールハウスに30分程いただけで、帰途の車中で軽い熱中症ではないかと思われる症状に襲われたことがある。夏場の暑いビニールハウス内での作業は厳しく、また汗をかくため体力の消耗も激しいが、実習生と農家は休憩時間以外にはほとんど水分補給をせず、仕事をしている。そしてこの作業は、収穫前、そして収穫時期を迎えても続く単調かつ人手が必要な作業で、農家はこの作業のために実習生を雇用しているといっても過言ではない。またこの作業は、中腰や膝をついた態勢で行うため、膝や腰に負担が掛かる作業でもある。

## 5 考察

### 5.1. 実習生の基本属性の変化とA市の採用条件との関係

2009年の受入開始当初は、中国北部・遼寧省出身の実習生が多く来日していたが、2015年からは遼寧省の他に複数の省から実習生が来日するようになり、2018年には初めて中国南部・雲南省から多くの実習生が来日した。このように実習生の出身地が変化した背景には、中国の経済成長による農村部出身者の都市部への流入の影響（陳2010）や中国国内の賃金の上昇と円安により、実習生の日本赴任のメリットが減少したこと（大島他2016）等が指摘されているが、それらに加えて、実習制度では一度しか来日出来ない―「技能実習」という在留資格では再来日出来ない―という制約があり、中国だけでは実習生を確保することが難しくなり、〔表2〕に示したように送り出し国を

►17 縦50cm、横40cm、高さ40cmの硬質のプラスチック製の容器。

中国からベトナムやベトナム以外の東南アジア諸国、そしてフィリピン等へ拡大・移行せざるを得ない状況が発生していることを指摘しておきたい。

実習生の年齢に関しては、平均年齢の上昇と40歳以上の実習生数の増加を指摘したが、この結果は「実習生は20歳代の若年者中心であることが特徴である」（上林［2012：53］）との指摘とは異なる。これは2.2. で述べたように、A市の採用条件が「健康な女性」という一点であり、「受入れ側日本企業が、若年者のみを選別」」（同上）するような状況にはないため、A市では高年齢かつ既婚の実習生が多く来日しているものと考えられる。また、学歴に関しては、中学卒業までが圧倒的に多くなっており、これは上林（2012）の指摘と一致する。つまり、A市における実習生の出身地の変化、平均年齢の上昇、40歳以上の実習生や既婚者の増加、最終学歴が中学卒業という実習生が多く来日している状況は、中国において技能実習を希望する者の確保が困難になってきている状況を示す一方で、A市ではそのような実習生を採用していることから、技能実習を希望する者にとって、採用のハードルが下がり、応募しやすくなっているものと考えられる。それは、A市のほとんどの実習生が一度の応募で実習生として来日前の研修を開始していることからも伺える。

## 5.2. 来日前の就業状況と雇用形態

2016年はそのほとんどが来日直前まで農業関係の職業への従事者であったが、2015年・2017年・2019年は半数あるいはそれ以下であり、さらに回答数は少ないが、2018年は皆無であり、農業関係の職業従事者が多かった2016年を除けば、様々な職種に就いていた実習生が来日している。

そして、ここでの問題は「技能実習制度では、母国で就労していた職種と日本での就労職種が同一であることが来日条件となっている」（上林［2012：53］）が、上述したように、2016年を除けば来日直前に様々な職種で就労していた実習生が来日しており、もし、仮にそうだとすれば、実習制度の理念や目的が十分に達成されない可能性がある。但し、この調査結果は、来日直前の就業状況について尋ねているため、それ以前に来日要件を満たしている可能性があることを付け加えておく。このような要件を満たしていない実習生の来日に関しては、2017年以降「前職要件が緩和されている」（澤田［2020：78］）との指摘もある。

本国での雇用形態に関しては、農業関係、その他の職種に関わらず、非正規雇用が圧倒的に多くなっている。〔表10〕には実習生の月収を示したが、総じて正規雇用の方が高くなっている。最高・最低月収に関しては、正規雇用とは言え、非正規雇用と差がない数値もみられ、本国での月収からは正規雇用と非正規雇用の明確な違いや正規雇用の有利さを明らかにすることは出来なかったが、どちらの雇用形態であっても日本での収入と比較すると、その差は歴然である。

## 5.3. 実習生の来日目的と稼ぎの使い道

〔表11〕(1)・(2) で示したように、多くの実習生の来日目的が稼ぐことであることは明らかである。〔表10〕の結果をもとに算出した本国での月収平均

は、正規雇用が約3,300元･非正規雇用が約2,900元となり、それらを日本円（1元＝16円）に換算するとそれぞれ約52,800円・46,400円となる。3.6. で示したように、日本での平均月収は約14.5万円であり、この金額と本国での月収を比較すると、日本での月収は本国の月収のそれぞれ約2.7倍･3.1倍に当たる。

〔表15〕は､稼ぎの満足度と実習生として再来日の意向を示したものである。

■表15　稼ぎに対する満足度と実習生としての再来日の意向

| 年度 | 稼ぎに対する満足度 | | | 再来日の意向 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回答数 | 満足 | 不満足 | 回答数 | したい | しない |
| 2016 | 34 | 27 | 7 | 39 | 26 | 13 |
| 2017 | 44 | 16 | 28 | 49 | 36 | 13 |
| 2018 | 46 | 22 | 24 | 45 | 32 | 13 |
| 2019 | 55 | 41 | 14 | 56 | 53 | 3 |

満足度に関しては、2016年と2019年は満足が不満足を大きく上回ったが、2017年・2018年は不満足が満足をわずかに上回った。しかし、実習生としての再来日の意向に関しては、調査年を見る限り、半数あるいは7割以上が実習生での再来日を希望していることから、実習制度への一定の評価が伺える。

また、稼ぎの使い道に関しては、3.7. で述べたように「子どもの教育」･「家計を補う」･「生活の改善・向上」が多くなっていた。

そこで〔表16〕は、本国の家にある電化製品等の所有状況を示したものである。

■表16　本国の家にある電化製品等の所有状況

| 年度 | 回答数 | カラーテレビ | 白黒テレビ | ラジオ | 冷蔵庫 | 洗濯機 | 電子炊飯器 | パソコン | 自動車 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2015 | 59 | 91.5 | 18.6 | 11.9 | 100 | 98.3 | 88.1 | 88.1 | 33.9 |
| 2016 | 52 | 84.4 | 17.2 | 8.6 | 86.2 | 82.7 | 70.6 | 51.7 | 32.7 |
| 2017 | 61 | 87.0 | 40.3 | 27.4 | 96.8 | 98.4 | 85.5 | 90.3 | 75.8 |
| 2018 | 50 | 94.0 | | 22.0 | 94.0 | 92.0 | 88.0 | 64.0 | 42.0 |
| 2019 | 64 | 100 | | 30.0 | 100 | 100 | 93.8 | 92.2 | 67.2 |

注）カラーテレビの所有が進んでいるため、2018年から白黒テレビを調査項目から除いた。

この結果を参考にすれば、現在の中国の家庭内の様子は現在の日本のそれと変わらないため、稼ぎの使い道に関しては、その多くが現在の本国での生活環境の改善等の質的向上に目が向けられているものと考えられる。

## 5.4. 実習生の日本における生活実態

A市では、実習生の受入開始から13年が経ち、宿舎には実習生が生活に必要な物品等が準備・整備されているため、食材や調味料を購入すれば、実習生はすぐにでも日本で生活を開始出来る状態になっている。住居（宿舎）の

準備をはじめ生活環境の整備は、実習制度で定められた受入側に対するルールであり、それを守るのは受入側の義務である。

実習生の宿舎での生活は、全体を通じて質素である。その中でも食生活に関しては、自分たちで3食を賄ったり、主食を米飯から小麦粉で作る餅（ビン）や饅頭（マントゥー）に代えたりすることもあるが、これも出来るだけ多く稼ぎを持って帰るためであり、農家からの野菜等の差し入れは、少しでも食費を節約しようと考えている実習生にとってこの上ない施しとなる。

このように実習生が少しでも多く稼ぎを持って帰るために節約に励んでいることを農家も十分に承知しており、出来るだけ実習生の生活費が少なく済むように、宿舎の費用や光熱費に関しても特段の配慮をしているが、このような受入側の対応の背景には、日本人の労働力を確保することが難しく、実習生の労働力がなければ生産活動が成り立たなくなるため、実習生を大切にしなければならないという事情がある。そして、2015年5月、A市ではすべての実習生の宿舎にWi-Fiを設置したが、これも実習生によりよい生活環境を提供し、実習生に気持ちよく仕事に励んでもらおうという受入側の配慮の一つである。

A市の実習生の農繁期の主な作業は、収穫したメロンの運搬、箱詰め、そして摘芯・摘果であるが、特に摘芯・摘果は、農繁期以前の4月下旬から7月下旬まで長期間にわたり、暑いビニールハウス内で行われる。そしてこの作業は最も人手を必要とするため、実習生の労働力がなくては、A市のメロンの生産活動が維持できないというのが現状である。

しかし、この作業に必要な技術はなく、年齢や性別を問わず、誰にでも出来る作業であるため、近年のA市のように実習生の平均年齢が上昇し、40歳代の実習生が来日しても十分労働力不足を補う人材・戦力となる。つまり、A市では、人口減少と高齢化の結果、生産人口も減少し、労働力不足が顕著となった。そこで、高齢かつ既婚で、農業に関する技術を持たない中国人女性にも労働者として需要が生じたのである。

## 5.5. コロナ感染症の発生・拡大から見えてきた実習制度の問題点

北海道の耕種農業[18]では、降雪のため全く作業が出来なくなる期間があり、その期間も実習生を雇用していれば、作業がなくても給料を払わなければならないため、A市も同様の理由で、毎年2月から10月までの8ヶ月間の単年度雇用―「技能実習1号」（以下、「1号」）での受け入れ―を繰り返してきた。

2020年は、コロナ感染症の拡大が懸念される中で、送り出し機関の賢明な判断により、実習生の来日を2週間ほど早めた結果、コロナ感染症拡大による入国制限の影響を受けずに、68人の実習生は来日することが出来た。しかし、3月に実習生の受け入れを予定していた「個人受入型」農家の実習生は入国制限のため来日することが出来ず、それらの農家は労働力の確保に奔走した。そして、入国出来た前者の「協議会受入型」も次年度の実習生の入国の可否が予測できないため、来日した実習生の中から次年度も雇用を希望する実習生―「技能実習2号」（以下、「2号」）[19]の移行―を募集した結果、27人

►18 技能実習2号移行対象職種の一つで、さらに施設園芸、畑作・野菜、果樹の3つの作業に分類されている（JITCO・ホームページ［2020：20］）。

►19 「2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）」（同［2020：16］）。

が「2号」へ移行することになったが、例年60～70人前後の実習生が来日していることを考えると、半数程度を確保したに過ぎず、「2号」の実習生がいない農家は、新規の実習生が来日出来ず、実習生に代わる労働力を確保出来なかった場合には、作付面積を減らす、あるいは作付けする時期を遅らせる等の対応を取らざるを得ない状況となっているが、本稿を執筆している2021年3月現在、新規の実習生の来日は決まっていない。

これまでA市では、実習生・農家双方の事情から「1号」で受け入れをしてきたが、このような単年度雇用ではコロナ感染症拡大のように出入国に関わる制限が伴う緊急事態には対応が出来ないことも明らかになった。

## 6 まとめ

5.3. で述べたように、多くの実習生の来日の目的が、稼ぐことであることが改めて明らかになった。そして、高年齢や低学歴でも来日のチャンスがあり、本国での前職の収入と比較しても、8ヶ月という短期間で高収入を得られる実習制度が実習生から評価され、魅力的な制度になっていることも明らかになった。

そして、実習生は出来るだけ多く稼ぎを持って帰るために、食費の節約を心掛け、質素な生活を送っていたが、A市の実習生は8ヶ月の短期滞在のため、滞在期間の長い実習生に比べて、日本での生活全体が稼ぐこと、つまり労働に向けられ、それが日本での生活に尖鋭化して現れている可能性がある。このような事情を実習生が所属する農家も把握しており、実習生の支出が多くならないように様々な配慮しているが、それだけ農家にとって実習生は大切な労働力であり、その結果、実習制度は実習生には稼ぐための手段として、農家には労働力不足を補う手段として機能し、実習生と農家は実習制度下でwin-winな関係を構築しているのである。しかし、このwin-winな関係も、受入側の不正行為―賃金の不払い、長時間労働、パスポートの取り上げ等―が発生すると、日本の古い労働市場の構造的な問題―使用者上位の労使関係等―が顔を出し、win-winな関係の背景にある実習制度に危うさを感じざるを得ない。また、実習生の本国における雇用形態から、A市の実習生は本国においても非正規雇用として働いている者が多く、実習生が本国においても日本においても最底辺の労働者として位置している実態も明らかになった。

また、コロナ感染症拡大のような出入国の制限を伴う緊急事態の発生に際しては、A市のような「1号」受け入れのみではリスクを伴うことが明らかになった。A市のメロン生産では、降雪のため全く仕事がない農閑期が存在することは十分承知しているが、実習生を受け入れているメロン農家が現在の生産体制を維持し、生産力の向上を図るためには、日本人労働者が確保できない現状においては外国人労働者の確保が先決であり、今般のような緊急事態の発生を想定すれば、安定した外国人労働者の確保のためには、これまでの「1

号」のみの受け入れではなく、「2号」・「技能実習3号」や2019年に新設された「特定技能」[20]での受け入れ、あるいはそれらを組み合わせた外国人労働者の受入態勢[21]の検討が必要だと考えられる。

北海道ではA市のように「1号」で来日している実習生が多くおり、降雪による農閑期の存在という北海道特有の事情を有する地域の実習生の特徴の一端を示すことが出来たのではないかと考えている。しかし、A市の実習生たちには、コミュニティを作る様子は見られないが、札幌の製造業・建設業に従事するベトナム人実習生たちは、カトリック教会のミサや行事に参加し、そこを拠点にコミュニティが形成されているように、実習生の出身地（国）、実習の職種、滞在地、滞在期間等が異なれば、本稿の調査結果や分析とは異なる可能性があることを最後に付け加えておく。

尚、調査の性質上、調査対象地域をA市と表記した。

►20 「特定技能」―「特定技能1号」と「特定技能2号」の2つに区分される。「特定技能1号」とは、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、特定産業分野とは、介護、ビルクリーニング、建設、造船・舶用工業等の14分野。そのポイントは、在留期間が1年で通算5年が上限で、家族の帯同は基本的に認めない。「特定技能2号」とは、「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、現在は、建設、造船・舶用工業の2分野のみで受け入れが可能である。そのポイントは、在留期間は3年だが更新が可能で、事実上永住が可能となり、要件を満たせば配偶者・子どもの帯同も可能である（『法務省入国管理局ホームページ』（2019））。

►21 「外国人人権ネット北海道」学習会（2021年2月22日実施）における北海学園大学経済学部地域経済学科教授・宮入隆氏の発表から。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、平素からご指導・ご助言頂いている指導教員の田邉鉄先生、藤野陽平先生、そして貴重なコメントを下さった匿名の査読者に対して感謝申し上げます。また、快く調査に協力して下さったA市の実習生、実習生の所属農家、JA職員の皆様方に記して深く感謝申し上げます。

## 〔参考文献〕

大木健一（2010）「コンパクトシティをどう考えるか」『アーバンスタディ50』、p82-101、民間都市開発推進機構都市研究センター、2010年6月.

大島一二・西野真由（2016）「中国における研修生・技能実習生派遣の現状と課題―中国山東省江蘇省における事例調査より―」『農業の労働力調達と労働市場開放の論理 研究報告書Ⅲ（平成27年度）』堀口健治、平成27年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究（B）研究課題番号：25292135、p78-99.

上林千恵子（2012）「中国人技能実習生の出身階層と技能実習の成果―母国への送金と職場規律・生活規律の習得」『経済危機下の外国人労働者に関する調査報告書―日系ブラジル人、外国人研修・技能実習生を中心に―』、p52-76、公益財団法人連合総合生活開発研究所、2012年4月.

――――（2015）『外国人労働者受け入れと日本社会　技能実習制度の展開とジレンマ』、東京大学出版会、2015年3月31日.

北倉公彦・池田均・孔麗（2006）「労働力不足の北海道農業を支える「外国人研修・技能実習制度」の限界と今後の対応」『開発論集』第77号、p1-55、北海学園大学開発研究所、2006年3月.

北倉公彦･孔麗（2009）『北海道における外国人研修生･技能実習生受入実態調査報告書』、北海道農業会議、2009年11月30日.

北倉公彦・孔麗・白崎弘泰（2011）「外国人技能実習における効果的技能実習方式の提案―北海道農業の実態に即して―」『開発論集』第88号、p77-111、北海学園大学開発研究所、2011年9月.

北倉公彦（2014）「北海道にみる短期滞在型の実習生の実情と課題」『農村と都市を結ぶ』第64巻2号、p47-53、2014年2月.

公益財団法人　国際研修協力機構　JITCO（2016）『総合パンフレット』、2016年2月.

孔麗（2005）「外国人農業研修制度をめぐる諸問題とその背景―北海道の中国人研修生アンケート調査から―」『北海学園大学経済論集』第53巻第3号、p43-66、北海学園大

学開発研究所、2005年12月.
――(2010)「第3章　外国人に依存する農業―北海道の中国人研修生･実習生の役割」『もっと知ろう！！わたしたちの隣人―ニューカマー外国人と日本社会』、p97-121、世界思想社、2010年3月1日.
財団法人　国際研修協力機構　JITCO（2009）『総合パンフレット』、2009年6月1日.
澤田晃宏（2020）『ルポ　技能実習生』、ちくま新書、2020年5月10日.
衆議院調査局法務調査室（2008）『外国人研修・技能実習制度の現状と課題』、平成20年1月.
白崎弘泰（2020）「技能実習生のスマートフォンの使用状況とその特徴」『国際広報メディア・観光学ジャーナルNo.31　2020』、p39-59、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院、2020年12月17日.
竹信三恵子（2011）「人身売買としての研修生問題」『新編　日本のフェミニズム9　グローバリゼーション』、p230-233、岩波書店、2011年1月.
陳立行（2010）「中国における労働市場と労働輸出の変容」『日本福祉大学経済論集』第40号、p101-116、2010年3月.
宮入隆（2015）「北海道農協による外国人技能実習生の受入実態と課題」『開発論集』第96号、p89-119、北海学園大学開発研究所、2015年9月.
―――(2017)「北海道農業における技能実習生の受入実態とその変化」『農村と都市を結ぶ』第67巻3号、p28-36、2017年3月.
A市史編さん委員会（1981）『A市史』（上巻）.
JA A市***（2019）「Aのあらまし」･「農業のあらまし」･「販売事業」『農協要覧』、2019年.
***本研究の調査対象地域にある農業協同組合を示している。

## 〔ウェブサイト〕

公益財団法人　国際人材協力機構ホームページ：「総合パンフレット」、2020年4月.
厚生労働省ホームページ：「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」（平成25年～31年）.
厚生労働省北海道経済局ホームページ：「外国人雇用状況の届出状況を公表します」（平成25年～31年）.
農林水産省ホームページ：「米政策の変遷」、平成18年11月28日.
(同)：「地理的表示（GI）保護制度」、平成31年3月10日.
法務省入国管理局ホームページ：「新たな外国人材の受入れについて」、平成31年2月.
A市ホームページ：「A市の人口の推移」、2021年3月.

（令和3年4月22日受理、令和3年8月20日採択）